

核燃料物質等車両運搬規則の一部を改正する省令案等について

1. 背景

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第378号。以下「改正令」という。）の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「施行令」という。）第2条の防護対象特定核燃料物質に、使用済燃料の再処理の過程において発生する放射能濃度の高い廃液を、ガラス原料とともに溶かして固化したもの（以下「ガラス固化体」という。）に含まれる核燃料物質が新たに追加されることとなる。

一方、防護対象特定核燃料物質の陸上輸送に係る具体的な防護措置については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律166号）第59条第1項の規定に基づき、核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号。以下「規則」という。）において定めているところである。

今般、改正令の施行に伴い、ガラス固化体の陸上輸送に係る具体的な防護措置を定めるため、規則等について所要の改正を行う。

2. 概要

I 規則の一部改正関係

施行令第2条の防護対象特定核燃料物質の定義に「ガラス固化体」に含まれる核燃料物質が新たに追加されたことを踏まえ、以下のとおり当該核燃料物質の陸上輸送に係る規則の適用関係を整理する。

- (1) 「ガラス固化体」に含まれる核燃料物質を運搬する場合、運搬に関する責任者を配置し、保安及び防護のために必要な措置を講じさせることとする。（規則第17条の2第3項関係）
- (2) 「ガラス固化体」に含まれる核燃料物質を、国土交通大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応した防護の措置の対象から除外する。（規則第17条の2第7項関係）

II 放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱い要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱い要領について（依命通達）の一部改正関係

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱い要領について、「ガラス固化体」に含まれる核燃料物質が収納されているものをコンテナに収納して運搬する場合、当該コンテナに施錠及び封印を施すよう務めることとする。（2.（15）（ハ）関係）

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成20年4月30日（水）
施	行	平成20年7月1日（火）（改正令附則ただし書に規定する規定の施行の日）